

令和4年5月20日
文部科学省

「私立学校法改正法案骨子案」に関する意見募集の結果について

「私立学校法改正法案骨子案」について、令和4年4月4日から令和4年5月3日までの期間、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計329件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
一 目的	○評議員会が最高監督・議決機関として位置付けられてしまうと、寄附行為の意義や教育理念を損なう可能性があるのではないか。	<p>平成16年の私立学校法の改正において、それまで明文の規定がなかった理事会を法定し、理事会を学校法人の業務の決定を行う機関とすることや、理事会が学校法人の運営に最終的な責任を負うことが明確化されました。</p> <p>学校法人制度改革特別委員会（以下「特別委員会」とする。）報告書では、理事会と評議員会の建設的な協働の実現を目指し、両者の意思決定権限の分配を見直すことが提言されました。これは、評議員会が理事長や理事会へのチェック機能をしっかりと果たすべきとの考えに基づくものであり、従来の理事会の権限・責任を前提とした上で、これに対する評議員会によるけん制機能を強化することを意図したものです。</p>
一 目的	○評議員会を「議決機関」とせず、現行の「諮問機関」の位置付けのままとする等、私立学校法改正法案骨子案は、学校法人ガバナンス改革会議報告書から大幅に後退しているのではないか。	<p>令和3年12月の学校法人ガバナンス改革会議提言では、評議員会を最高監督・議決機関とするなどの全く新たな役割分担を含む改革方策について提言されましたが、その基本的な考え方は、他の公益法人と同等のガバナンス体制を構築するために、「業務執行と監視・監督の役割の明確化・分離」を行う点にあります。</p> <p>特別委員会では、この「業務執行と監視・監督の役割の明確化・分離」を基本的な考え方に据え、学校法人ガバナンス改革会議の提言事項が実効性ある形で実現されるよう、学校法人の持つ独自性などに配慮して適切な見直しを加えつつ、関係者の合意形成を丁寧に図りながら議論されました。</p> <p>その結果取りまとめられた特別委員会報告書の改革方策及び改正法案骨子案は、学校法人のガバナンス改革を着実に進めるものとなっていると考えています。</p>

二 基本的 な考え 方	○知事所轄学校法人も大臣所轄学校法人と同様に 税の優遇を受けていることから、知事所轄学校 法人にも大臣所轄学校法人と同様の規制を適用 すべきではないか。	理事・理事会と評議員・評議員会の関係、役員や評議員の欠格要件や 解任事由など、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」に関わるガ バナンスの基本構造については、学校法人の規模にかかわらず法的規律 を共通に明確化して定めることが適切であると考えています。 一方で、ガバナンスの基本構造に関わらない事項については、大臣所 轄学校法人と知事所轄学校法人の区分その他の規模に応じた区分を適切 に設けることも必要であると考えています。
二 基本的 な考え 方	○地域の実情に応じて、適切に運営されてきてい る中高の知事所轄学校法人が、今回の私立学校 法改正において、大臣所轄学校法人と同じよう に規制や制限等が行われ、今以上の負担が生じ ることのないよう、慎重な対応をすべき。 ○小規模の中高法人に対して、必要かつ十分な準 備期間及び学校法人の実態に十分配慮したきめ 細やかな経過措置を設けるべき。	新制度の経過措置については、現状から変更が生じる事項について負 担の軽減と運営の継続性を確保する観点から、準備期間との関係を踏ま え、他法人制度の施行時の対応を参考にして検討していきます。
三 学校法 人にお ける意 思決定	○評議員会の議決事項に、①中期的な計画（私立 学校法第42条第1項第2号）、②役員報酬基準（ 私立学校法第42条第1項第4号）、③計算書類の 承認、④組織変更を追加すべき。	特別委員会報告書において、学校法人の基礎的変更（任意解散・合併） や重要な寄附行為変更以外の業務に関する事項については、各法人の 寄附行為の定めにより評議員会の議決事項を定めうる現行の評議員会 の基本構造を維持することが望ましいとしつつ、中期計画や役員報酬基準 などの重要な業務の基本方針についても、理事会決定に加えて評議員会 の決議（承認）を要する位置付けとしていくことを、引き続き検討すべ きとされたことを踏まえ、引き続き検討していきます。
三 学校法 人にお	○大臣所轄学校法人において評議員会の決議（承 認）を要することとされている「重要な寄附行 為の変更」の範囲が必ずしも明確ではないので	大臣所轄学校法人等において評議員会の議決を要する「寄附行為の変 更」の具体的内容については、下位法令（文部科学省令）の検討の中 で、広く御意見を伺いながら検討したいと考えています。その際、学校法

ける意思決定	、明確にすべき。	人にとって重要な寄附行為の変更とは何かという観点で検討を行う予定です。
四 理事・ 理事会	○「校長その他の重要な職員の選解任」といった教学の人事について、理事会の決議事項とすることは、大学の自治に抵触しているのではないか。 ○私立学校法第36条第2項について、理事会が「学校法人の業務」と「学校の業務」をどちらも決する権限があるとする意見があるが、その意見は誤りであり、「学校法人の業務」と「学校の業務」を区別すべきである旨を明確にすべき。	私立学校法第36条第2項の「学校法人の業務」とは、学校法人が設置する私立学校の業務を含む学校法人のすべての業務を意味しており、一般の改正において当該規定の趣旨を変更することは議論されていないところです。
四 理事・ 理事会	○理事の選任機関として、執行機関である理事会自らが、構成する理事を選ぶことは、理事会の正当性を疑わせるものであるため、理事会を含めるべきでない。 ○理事の選任機関として、理事会を含めるべき。	現行制度では理事の選解任は寄附行為の定めに委ねられているところ、法制化に当たっては、「執行と監視・監督の明確化・分離」と、学校法人の沿革・多様性や独自性の双方のバランスを考慮した仕組みを検討する必要があると考えています。この点、特別委員会報告書において、理事の選任機関を評議員会に一元化することはせず、理事選任機関を寄附行為で明確に定めるよう法定することが示されたことを踏まえ、検討してまいります。なお、評議員会以外の機関によって理事が選任される場合は、あらかじめ選任機関において評議員会の意見を聴かなければならないこととする方向で検討しています。
四 理事・ 理事会	○各機関の権限分配について、私立学校の特性に応じた形で法的規律を定めるという基本的考え方には賛成だが、訴訟の濫用の防止の観点から、評議員による訴えの提起には一定数を要する等の方策が考慮されるべき。	評議員による訴えの在り方については、「業務執行の監視・監督の役割の明確化・分離」の観点から今後の法制化の中で検討していきます。

四 理事・ 理事会	○校長理事を理事として解任する場合、そのことをもって、校長の職が解任されるものではないことを明確にすべき。	理事のうちには校長を含まなければならないとする現行規定（私学法第38条第1項第1号）の趣旨は維持する方向で検討しているため、校長理事を理事として解任する場合は、他の校長を理事に選任する（校長が複数いる学校法人の場合）か、校長の職を解職した上で新たな校長を理事に選任する（校長が一人の学校法人の場合）のいずれかの対応が必要と考えています。
四 理事・ 理事会	○理事会による理事長の選定・解職、重要事項の決定に係る理事への委任の禁止、理事の職務執行報告等は公益法人等において既に行われているものであり、有効な制度であることから賛成。	貴重な御意見ありがとうございました。
五 評議員 ・評議 員会	○理事と評議員の兼職禁止は、大臣所轄学校法人、知事所轄学校法人、準学校法人を問わず一律に適用すべきであるため、経過措置を設ける必要はない。 ○理事と評議員の兼職の禁止については、評議員の人数の問題だけでなく、議決事項について判断しうる能力のある適任者を選任しなければならないため、新たな人選困難の問題も生じる懸念がある。したがって、法人の規模に関係なく、経過措置・柔軟な措置等の配慮が必要である。 ○理事と評議員の兼職の禁止については、経過措置を設けるとしてもその期間を「当分の間」とする、あるいは、法施行前より評議員・理事（理事長）の兼職をしている者には「なお従前の	特別委員会報告書では、現状から変更が生じる事項について、負担の軽減と運営の継続性に鑑み、所要の準備期間を設けることや、知事所轄学校法人を中心に、必要に応じて経過措置を定めることが示されています。その上で、理事と評議員の兼職禁止については、評議員の確保のために兼職関係を維持することについては慎重であるべきとしつつ、移行に向けての一定の配慮も検討すべきとされました。これらも踏まえ、今後具体的な在り方について検討していきます。

	例による」とし適用しないなど、公教育の一翼を担っている私立中学校・高等学校における学校教育や学校運営に支障が生じることがないように、慎重な配慮・措置が必要である。	
五 評議員 ・評議員 委員会	<p>○教職員、卒業生、役員近親者や同一団体所属者について、横並びに扱われるべきでない。教職員、卒業生は、私学法が定める正規の構成グループであり、その役割にふさわしい比重で選任される必要がある。役員近親者は、評議員としての適格性を欠いており、できれば禁止すべき。同一団体所属者については上限を設けるべき。</p> <p>○教職員、役員近親者、同一団体所属者などの上限割合について別々にカウントするのか、合算するのか明らかにすべき。</p>	<p>特別委員会報告書において、評議員会の機能の健全な実質化・可視化を図るため、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合を設定することが示されました。学校法人の設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮して、卒業生については上限を定めることとはせず、評議員会の監督機能としての実効性の担保のため、現に学校法人と関係の深い教職員、役員近親者等について評議員に占める数、割合の一定の上限を定めることとし、具体的な算出方法等については引き続き検討していきます。また、同一団体所属者についての多様な実態を捉えるため、その範囲については省令事項とします。</p> <p>そのため、骨子案五の3については、「教職員、役員近親者等については、それぞれ評議員の定数に占める数や割合に一定の上限を設けることとする。」と修正します。</p>
五 評議員 ・評議員 委員会	○評議員の再任について、その回数に制限を設ける必要があるのではないかと。	再任回数の制限については、各関係団体におけるガバナンス・コード等の自主的な取組を含め、今後検討される必要があると考えています。
五 評議員 ・評議員 委員会	○評議員が賠償責任を負うとなると、評議員の確保が困難になるため、損害賠償責任を負わないようにするか、受け取った報酬の範囲内に限定できる例外規定が必要ではないかと。	評議員の責任に鑑みて、他法人制度も参考に、今後の法制化の中で検討していきます。
六	○監事が、評議員会に出席し意見を述べるにあた	特別委員会報告書の趣旨である「建設的な協働とけん制関係の確立」

監事	っては、監事の職務・権限の範囲に限定すべき。	の観点からは、評議員会において、監事からの意見も踏まえて、より適切な意思決定が行われることが望ましいと考えています。そのため、一概に監事の意見陳述について適法性の観点からに限るという制限を設けることは考えていません。
六 監事	○監事への就任について、役員近親者だけでなく、同一団体所属者及びその近親者も禁止すべき。	監事としてふさわしい資格を有する者の範囲については、その趣旨を踏まえて、今後の法制化の中で、他法人制度も参考に検討していきます。
六 監事	○監事はガバナンスの要であり、世の中の常識から乖離しないよう、少なくとも一人は産業界や他学校法人の役員経験者等の学外者とすることを明確に規定すべき。	学校法人にふさわしい監事の在り方については、各関係団体におけるガバナンス・コードの改訂等の自主的な取組を進めることを含め、改革の趣旨を実現するための関係者の不断の努力が必要と考えています。
七 会計監 査	○会計基準をはじめ、関係政省令の改正は、現場の実務への負担軽減に配慮いただきたい。また、会計基準の改正内容によっては、経営規模に配慮した経過措置が必要である。	会計基準の改正等については、現場への過度な負担とならないよう配慮していきたいと考えています。
七 会計監 査	○一定規模以上の知事所轄学校法人についても、会計監査人による会計監査を義務付けるよう検討すべき。	特別委員会報告書では、知事所轄学校法人でも、全国的に展開するような大規模な法人については、大臣所轄学校法人与同等の扱いとすることも考えられるとされているところ、具体的な対象については、今後関係者の意見も伺いながら検討していきます。
八 内部統 制シス テムの 整備	○どのような内部統制システムを整備することが求められるのか、という点を明確にすべき。	内部統制システムを整備に求められる水準については、他法人制度も参考に、今後の法制化の中で検討していきます。
九	○子会社を迂回路にした不正支出が行われないよ	今般の改正において監事・会計監査人に子法人に対する調査権を付与

<p>その他</p>	<p>う、学校法人の出資会社・子会社に対する決算書の開示の強化を強く求めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子法人を調査対象とすることができるとするのではなく、明確に監査対象とすべき。 ○監事が子法人の監査役を兼職することは認めても良いのではないか。 	<p>する趣旨は、学校法人が子法人を利用した不適切な行為を行うことを防止する観点等から、学校法人に対する監査に必要な範囲で、子法人の業務及び財産の状況を調査できることとするものです。その上で、子法人の監査については、会社法等の法令に基づいて適切に監査されるべきものであると考えています。</p> <p>また、上記趣旨から子法人の役職員との兼職禁止は、子法人の業務執行者等を対象とし、子法人の監事・監査役等との兼職は禁止する必要がなく、その趣旨を明確化します。</p> <p>そのため、骨子案九の1については、「監事が子法人の業務を執行する理事・取締役や社員等を兼職することを禁止する。子法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務で継続的な報酬を受けている者を会計監査人としてはならないこととする。」と修正します。</p>
------------	--	--